

【翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(5)

小井土 守敏'・筧 さくら!

大妻女子大学文学部日本文学科・「二松學舎大学大学院文学研究科国文学専攻

キーワード:平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

ただし、 刻 0 『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品であり、 翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、 『平家物語評判秘伝抄』 『平家物語評判秘伝抄』(4)」(人間生活文化研究16.34、二〇二四) 本稿とは翻刻の方針に多少の相違もあり、 全十二巻、二十四冊のうち、 ひいては、 オンラインジャーナルにおけるデータによるテキストの公開を目的として、その本文 第九冊 近時、 近世期における『注釈』の研究に資するものである。 「巻第五之上」及び第十冊 東北大学附属図書館狩野文庫蔵本を底本とした翻刻本文が公刊された。 の続編である。 『平家物語評判秘伝抄』は、 「巻第五之下」を翻刻紹介する。 江戸時代における 本稿は、 翻

はじめに

(人間生活文化研究No.33、二〇二三)の「注一」を参照されたい。〇二二)の「略解題」、および「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究No.32、二架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、

一凡例

る。漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的な1.底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改め十冊「巻第五之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針をとる。本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第九冊「巻第五之上」及び第

漢字に置き換えている

- 読み替えている。
 ているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」や「。」に2.底本には、現在の句読点にあたる印(小さなマル)が付され
- 用しない。*・底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採*・底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採
- 5. 行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底



本に倣ったが、 配字配行までは底本のままではない

6 ウェ 丁変わりの表示は、 ブ上で公開されている画像データとの照合に利するためで なお、 冊によっては、 底本の柱に摺られた丁数を用いている。

ある。 \mathcal{O} 場合もあるが、そのままとする 底本が虫損等により判読困難である場合、 特に目録について、 国文学研究資料館 丁表示が空白

像を参照する。 0 日本古典籍総合目録データベースに公開されている同版の 画

8 語評判書集成』 翻刻にあたり、 (汲古書院、 森田貴之・樋口千紘 二〇二四年二月) 畠中愛美編著 を参照させていた 『平家物

Ξ 翻刻

平家物語評 判 巻之九

平家物語評判秘伝抄巻第五之上目

都遷付新都

月見

物怪

ける事

朝敵揃 大庭早馬

威陽宮

勧進帳 文覚強行

文覚被レ流

(目録才)

平家物語評判秘伝抄巻第五之上

自

都遷付新都沙

都に、 は、 上卿には徳大寺左大将実定卿、 越られさせ給ひけり。摂禄の臣の御子息、凡人の次男に加階越らまれる。 れける処に、土御門宰相中将通親 の野を点じて、 給ふ事、 て正二位に成給ふ。 引上て二日、になりぬ。主上三歳にして遷幸有ければ、 治承四年六月三日、 には三条の広路を開、 有べしときこえけれども、 弟 、 それより下はなかりければ、 京中の上下さはぎあへり。 前左少弁行隆、 池の中納言頼盛卿の山庄皇居になる。 などか内裏を立ざるべきと申されけるによつて、 是始とぞ承る。 九条の地をわられけるに、一条より五条迄は其地 福原へ御幸なるべしときこゆ。 九条殿の御子息、右大将 多の官人ども召ぐして、摂津国和多の松原、 十二洞門を立しと見えたり。 ってぃ つち きぃ みちちか べん 同六月九日に新都のことはじめ有べしとて 忽 に今明のほどゝは思はざりしも 土御門宰相中将通親卿、 剰 三日と定られしかども、 公卿僉議有て、 <u>(</u> ウ 卿 の申されけるは、 (一才)良通卿、 (一才) 良通卿、加階四日に頼盛家の賞と 此日来が 何有べきと申さ 況 内裏造営力 入道相国 奉行の弁に 五条迄有ん 都うつり 今一日 しのをと 異国 西 有 \mathcal{O}

評日、 二年六月庚午の日、 はり美濃二ヶ国相寄て、 正玄慶等をつかはされて、 武天皇の御宇に、 人ともに四神相応の地成べしと、 それ上古に此国山城に都をつくらせ給事は、 大納言藤原小黒丸、 諸国無続 殷富門を作る。 当国葛野郡宇多村をみせられけるに、たっかどの (二才) 下されて、 奏聞申けるによつて、 参議左大弁紀古作美、 若狭越中二ヶ国寄て、 内裏造新有。 人皇五十代 延暦 大僧 先お 桓 + 安

目

1録ウ)



に

己は先年 都より 門、 卿が 往来 煩 とかなからん事をはかり、せける事、王法を破る其罪二つ。 方門を 作る。 其 至る迄、 天下のも を させ給ひ けるによっ に人民の心を聞召ければ、 此京を他国へうつさんとし給ふ処に、 を 代と云とも此京、 鉄の弓箭をもたせて、 迄うつさせざらん て、 門を 罪 悦、 徒に破る事、 あげ 土にて八尺の人形をつくり、 Щ 作り、 庄 Щ 中 まを祭給ふ都なれば、 つくる。 玉 此都なから て、 馬 てかぞふるに足らず。 に入奉る事、 城 備 より居室をゆるやかにかまへ、 Þ て、 王法仏法ともにやぶれり。 の京に遷らせ給ふと見えたり。 後 玉 より新宮造営仕ける処に、 木 内裏造営事 遷給はざる都を、 両 [は藻壁門を作る。 窮をいとはず、 やめさせ給ひぬ。 丹 波ば 固は達智門を作る。 是王道を破る罪一つ。 他 三 ウ 其 んに 国に遷す事あらば、 へつとめ 重々の罪過三つ。 東山の峰に、 玉 は、 終出 は 事を思召れ、 三オ) 近為 て、 をうし 衰疲に及ぶべし。 玉 剰まっさへ 清盛などの身として、 左有ば清盛六は な 清盛人臣の身としく、 同十三年、 播磨国は 上古には土地をえらひ、 万乗のあるじさへ上下の心を兼 れ 上下宜しからざるよしを奏聞 なふ時は 天下の上下其 鉄 其 阿波国は談天門、 西向に立てうづませ給ひ、 ばとて、 先大臣公 卿 土地 桓 武天皇此都を末代に至る **^ 0 又人皇五十二 (三ウ) 一天の君をば 清盛我身 汝必守護せよとて、 大臣公卿諸道の才人に仰くぎゃうしょ きい 次には王 待 の広 然に清盛此都 をうつさ 十月廿三日に、 賢門、 甲をきせさせ給 其 然ば ケ らに有ける時 狭をもわきまへず、 道終に絶ぬべ 処の都とならん事 城 0 玉 人の利を 心を聞召。 して偉鑒門 0 一代嵯峨天皇 先帝の 前 伊予国は知 道仏 我意にまれ 神社仏閣に 国 万民 天皇南 は 願は 陽さ ひ、 末まっ \mathcal{O} カコ 申 次 力 郁ヶ明

たっとにあらず。 逸物の 時より 此故国 しげ 朝た り、 己が住居は 先ほろび、 時代と云とも、 事をしらず。 極楽も爰に見るがごとく、 の紫震殿 Ŕ さゝげ、 のごとし。 多き事は (五才) 清 0 賤 がらざれども、 くしてうづたかからん事は、 のうたひもの夕の鼓声は洛外に 西 世をしら 盛をば武臣として しみ給ひ、 の男は鹿猿の肉を運び、山田を国々へこの鳥獣の飼領をあて、国々へこの鳥獣の飼領をあて、いったのでは、大小の狗、囀る小鳥の類の鷹、大小の狗、囀る小鳥の類 0 天に誓はずと云とも、 汇 0 民 乱相 の座敷は仁寿殿承香殿より、、は、これにはでんせうかう、、は、これにはでんせうかう、は九間四面なりしかども、 等とし 明暮彼 畿 は、 故 大小の狗、 めづらかなる魚鳥時なら 内の民家に等く、 景気風流成事は、 仙も 驕 L_o あゝ 世に んほどの 洞に百倍して、 御調物 にまづ ものひさしからずと云り。 天下の かくのごとくの驕なきにしもあらず。 獣 され かなしひかな是 獣 清盛が前には積事山 明 ば世に有勢 しき民是が為に先つか 諸鳥の \mathcal{O} 君は、 ならずや。 もの 外に (五 ウ) 香蘭のけふり ۷ をあて、 其世長久にして目出 ために責つかはるゝ 五穀をはこ 珠は 日 十二八景をもあざむく事をたくみ 金銅のかざり 苦 日 々に身を 玉 仙洞を目の されば あら Iをか 本始りて もうにの 心 類は洛中の も広。 ひど ぬくだもの 山家の 清盛が南室は をもつて人をくらはしむるに ん事を へす のごとし。 まゝにちり かへりみ び、 き りは愛岩の峰 あたご みね 此故に 古に 渡 (四 オ) 0 いとまを得がたし。 ゝしる時 は 絵花の色どり 下に見おろし、 しづのめは木実を拾 まし 0) 水 助 悪 て、 男女の数より多 れ死する者幾数と云 聖じ Ŕ 辺ん 人とは 事は、 1 ŧ, の猟師 絶せ 毛はまれ += なかるべ づ ば Š 徒に是広きの いまだ帝 は、 の雲にうつり 時 れ 8 らぬ磯う 間 た (T) たけきも 公役よりも 云 は 故に平家此 (四 ウ) は、 いづ は ŋ 時と云と 兀 0 \tilde{O} 神仏 魚肉 棟ホォ 面 憍 西方 に作 れ 仙せん 此 0 を を は 波 馬 故 0 洞

里り山



聖都の 狭をの り。 り。 うけ南に打ひらき、 世 を 其品いとゆうにして、 迄あらん都 は三条の 行 にとゞめ給 をする 其言 近郡の益多くして、 故に後世 み知て、 地とは云べし。 むる事 広路をひら ば の広きをのみ云べからず。 かゝる世には、 一分の利をなる 0 万乗の 有ものなれば、 など内裡をたてざらんと申ける事、 人 東に樹林をうけ、 いて、 然に通親、 土と地水 都となさんとは、 貪 らんが為に、 国の風俗賤からず、 しんで天下の益をは 必又それにひとしき悪人出 十二の洞門をたつ (六オ) 通親がごとくの わづか内裡の土地 先第一には諸 天下の 木のたよりよく、 西に山水をかたどりたるを 是唯入道 の大難をおこすに似たなな カュ 心なき草木に至る迄 れば、 ŋ, 四国の往来 ーつ 末代の名誉を 夫聖都と申 八出て、 況は Ó, 北に山 是は五 異国に 其 広覧 た 心 を な は 条 悪

の臓は

脾の臓は土也、

是皆天地の一

物を受て人となれば、

中

0

(八才)

心の臓は火、

肺の臓

は

0

臟

は

ちつともさはかず、 給ひたる処に、 都 もなかり に失にけり。 心さはぎのみし 人道をにら 七 度にどつとわらふ音などし、 だを 福 写 オ 原 しやれ 数とも けるに、 へうつされて後は、 ま 又或時岡の御所と申は、新なる御いず、はたとにらまへておはしけ け かうべにあまた て、 限がぎれ 大木の 間にはゞかるほどの れ なく出い 変化の ば 倒るゝ音して、 ものども多かりけり。 道 も亦 平家の人々夢見 上下へころひあ 又或時は 眼を 是をにら 出来て、 面 坪で 人二三百 なる御所なれば、 出来てのぞきければ、 ま 生たる人の 内元死 (六 ウ) ひ れば、 給 ふ時 人のしやれかうべ 人ほどの声にて、 ある夜入道 其中に大きなる も 悪く、 けすがごとく 目 の様にて、 大木など すがごと 0 入道 ふし は

> 流が しみ

出る

水迄も、

み

な

6 疲 衰

大海のうろくず、

又は諸鳥

まで

乱る時は、

生類は申におよばす、

(八 ウ)

心なき草木深山

も皆おとろへくるし

む

か

ゆ

に、

天地にもさま/~

Ò

事

あ

江氵出

河のうろくず、

心なき草木までつ

かれ候や。

答

旦

それ

世

間 \mathcal{O} は

るも

問

 \exists

間

か

れ

くるし

む時に、

如

何

て深

山 5

水

答って

万物の

中にては、

人をもつて万物の長とす、

故に人道くる

いかんぞ天地万物迄に其

禍さはひ

通じて、

世に不思議をばなしけるぞや

万一

体と云り。

問云、

然りとい

へども人間

一人の悪逆によつて、

地

と一物ならすと云事なし、

たる物にあらず、

其

外天地の間に生とし生るもの、

づ

れも天

故に古人此理をつゞめて、

天地

同

共 と に 祥と云(七ウ)て安泰に生長して、 治乱有ものも らす、 はに 形たち もの 時は、 必妖孽有と云り。 身 地に其心通ずべけんや。 Ħ のうるほひ は 也。 即なはち 此理は、 天地は常住不変なれども、 天下大乱の 切みな天地の道理にたがふか故に、 両眼は日月、 或人問て云、 天地をかたとつて、 也。 臓腑も、 人は天地の気と一気を得て、 て、吉瑞あらはるゝ物也。 人間の道正しければ、天地と和合して、 心 それ世界は 有ほどの者 喜 しるし也。 身のあたゝかなるは火也。 人間の道天地にたがへ つく息引息、うこきはたらきみな是 答て云、 天地人の三をもつて、 面 古人曰、 は南うしろは北、 天地同根万一体と云事、 人間は善悪有が故に、 によって、 国家まさに 悪人天下をくるし ばとて、 其たましゐを生ず、 天地に自然と悪相 ザ^ね体 肝がは 天地も自然と貞 亡とする時 左は 万 地 如何して天 也、 物 万物 世の盛衰となる時は、 ひが 本、野児が 風 むる 也 L 右 な 有

職



たる野 うくべ み思召て、 ば心なき草木石水のたぐひさへ、 うるほ 民 湯 をもつて 王と申奉 ŋ と云に足らず、 然に清盛かやうの 槨は 猶 則天地万物まてをたすくるに等し、 君には忠をいたし、 Ļ なき鱗 鳥類の餌も多 Ð 0 つゝし 英益有 何 なるによって、 々大道を守給ふべき事也、 一しほ実のるによつて、 Ŕ 一仰ら て、 流出る水までも、 まして 況、 科あられ む Ш ひと 故に繁昌 も出来ぬる事、 悪事を て、 いけにゑそなへさせ給ひなば、 て、 れ 万の 大史の 天怒神 け いふもの し聖人の るは、 神仏も感応有べきも 人々の道を正しく守り 郎 可様の (九才) 其 改 是を置時 等 する其国に 天地に善悪のしるし 彼繁昌 不思議 所詮我万民の為に 官員 いかりたまふ時は、 、天下国家に仁を 友には信をもつてし、 は、 御代に、 今天の に仰て御 一入うるほひ深し、 事をみる時は、 万億の武具も、 其海の は、 有事の故をしらず、 人間富貴に 0) 上風と云ものは、 下げ 御 は、 地 万物をくるし とが 水打. 天下大きに日てりせ 雨降時に至て、 占有しに、 のちりあくたを吹上て、 水、 民がの 人間 水にい め \mathcal{O} 古よ して、 殊更一 也、 (九ウ) 親には孝をつくし、 なしと云事有べきや、 耕 の安き時 けにゑに はやく身の 我 施 みなもつて 何のたからも、 ŋ たる迄、 雨ふるべしと 史官 さればもろこしに殷の 田地もこえて、 此故繁昌の浦には、 給時は、 め 濡 食物多きよ 天下の 世界にみちふさがるも 仁義礼智を守る時 俄に神仏を祈 給 其所のうるほひとな への罪・ 有によつてなり、 占な は、 備 時 は、 虫螻わき出 らんと 有によ て申けるは、 僻 主たるべき君 其 徒 事を かなる祈り 濡るほか 天地 奏し 湯王か 事たるべし、 人倫が いかなる城 り 草木五 出 を (十才) \mathcal{O} 此故に け は ぬ 怒 なれ は な 古に れ 愚ろか 然 べ 万 ば 湯たる ょ は は L

> 上させ給。宣ひて、 時に、 虫一 せ給ひて、 をとつてみつから呑せ給ひけれども、 天我をほろぼすべきが為也、 太宗是を 聞 より内奏多して、 人主の御心によつて、 ふくる(十一才) 言を信ずるか、 (十 一 ウ) を害しぬるか、 夜に失て、 にふけつて、 稲に虫付て、 へ り、 þ 人の和にしかざる事を 悟 召、 身 犠 其としは五穀猶々長生せりとい おはしましょか 朕此過あらば、 ちん とが 一つには、 みづから田におりさせ給ひ、 奸者を挙て賢徳をうづむか、 がごとくなりと云り、 0 淫愛にひかれて、 天下の苗かれんとするに、 御す 得失をなすにあらず がたとならせ給、 朕政道に 宮殿楼閣の長過しぬるか、 何そ万民の科あらんやと云て、 がば、 天我を滅すべしと、 給 俄に黒雲覆 邪を行ずるか、二には万民 正義を害するか、 御身に 或は又、 六ケの条子を天に Ŕ 恙なくして、 六には佞・ 此 へ り、 万民 虫の 故に天地の時 て、 唐の太宗皇帝での 歎 御目をふさか 生じぬる 降雨盆をかた 天下の 五には 人姦者 兀 には 天下 事 向が 彼 のきんの 有 7 中 \mathcal{O} 虫

有や、 或人問とふて $\overline{\mathbb{W}}_{r}^{r}$ かふも をのっから 道相国常に悪事を業とし、 て 自 知 心火肝 心 に有。 物ぐるはしし、 0) 又内に有や。 0 0 \exists 者見えける事 也 カゝ 元木を損じ、 そん がにひ 其上(十二 入道相国 問 されば人悪事 \exists カコ 人悉 答曰、 れ 故に悪念心のかげとなつて、 いかなる理そや。 悪相をみらるゝ事、 一才) 入道 眼 中正 迷有、 悪 を思量すれば、 本心をくらまし、 しから 相 4 相 然なに Ŵ もあらず内にもあらず、 国陰虚の るも ずして、 今 相 答て日、 0 かくのごとくの 也 玉 老体 た必 様 0) 正気散乱して、 さ 此事其 眼な な れ にの 自然と心 しき夢をみるに · の 異 ば 彼 故 面がた 形 火気炎上 をみる 中にう 大きな 唯 其身 先入 カゝ



しゃ 鬼形なしと云は是也 をは悟ぬるが故に、 云は本性をさとり、 くるし(十二ウ)からずと云て、 は地獄鬼形も 0 け あらんや、 物なし、 すがごとくに失たると云にてしるべ 迷乱の動気しづまつて、 かうべどもあまた出 此故に迷 悟 なし、 ときんば 則 浄土也、 罪業作る事なし、 され共悟の上には地獄なし何をなしたりとも の前には地獄も有、 迷をさとる故に本心本性に悪事なし、 ける時に、 何ぞ外にあらんや、 本心となる故に、 悪事をなす物にはあらず、 罪業作らされば、 Ļ 入道はたとにらまへ 又鬼形も有、 はたとにらまへぬる時 彼心の陰散じて外 故に悟の 悟 如 前 まよひ nc 何 何 ぞ 給 悟と 上に 獄 地 ば

青侍が夢の事

伝 大庭早になる ŋ 0 陰謀

幸が になると申されし事。 承さ 評 と 頼 \mathcal{O} 云がたきもの 世 を知もの 天下に明也。 凡 相参 四年六月一 . (T) 深か 旦 良将は往をもつて来をしるとて、 入道 雑 約束をなす 説 此青侍が夢の 北条をかたらひ、 成 也。 は、 頼、 なんぞ仮の夢物話を聞 日 ならん歟。 されども此人心不審。 青侍が 是必乱の相なれば、 に、 郎にみする。 平氏等、 事なしとても、 夢 常々心に 0 伝曰、 謀叛せしむるの 事を かけ、 (十三ウ) 伝え 上総守忠清に対面する時、 相模国の住人、 聞 一向にそのこゝろえ愚なりとも て、 て、 平家の 是も源氏に心や有けん、 北条をめにかくる故に、 過さる処にて、 長^をさだ 天下の治乱を あ 由记 ば 早^は をしるせり。 世のすゑに成ぬる事 [入道が 平 大庭三郎景親、 -家の代 状也。 来るべ 勘 \mathcal{O} 右兵 忠清 知らんや 漸やうやうやった き 時 其上 福 忠 す 通言治 は Ź

早馬を立たりと云

伝 \exists 住吉小-倉 藤九郎盛長ばかり 太夫昌長、 領旨を頼朝に下し給ひてより以 万合戦の ぞ智覚すると云り。 計略 . を伝申、 来, 評議計謀 軍師に 其 後土 は高尾を 肥がは、 次郎 北

若き公ぎ 事 実平が、万事で 評日、 先勝て後に 戦。 づれに (十四ウ) れ ども此心不審。 き公卿等 の出来よかし、 ばうとむ心の け ん。 卿殿上人、 不才不智の云事たるべし。 万事軍用を 若心中にたくみ有て申されば又、 のむかひたればとて、 有故に申事なれば、 我先に討手にむかはんと申さるゝ あ 大 庭 ¤ 付ても不正の申事也 はれ事の 然に今平氏に威勢よはく、 んが 早 早 と云り 馬 疾 \mathcal{O} 出来よかしと申す事、 使 何ほどの事をなすべけんや。 凡敵を亡す事、 を聞 心中に如何おもひてや角は て、 哀れ 不仁不忠なるべ 主上に威な + -四オ) 彼れ 是其時 我をは 徳 少 ز し。 \dot{O} カュ され 申さ 0 若か 7

畠はたけ ど申さるゝ事 と云べし。 ず 山庄司重能申されけるは、 自余の べき事にあらんや。 小事に 武 1 ...士は定て重恩の者どもに候へば、 ぶかし。 積て大事となる。 謀かりこと 有 親うなつて候程に、 詞には 今の天下の位をみる時 成べ し。 若 し 討て か らず 出 北 1 Ú 条 時 候 は の紹言 は 知 んな 豊ぁ

崎(十五才)四に定るに至て、 伝日、 証さ 一郎盛綱、 に召て此 治承四年八月六日、 度 加 兀 0 藤 一大事本望の事、 次景廉、 頼み思召兵には、 郎 義実、 宇佐美三 頼朝も 手で 二郎助茂、天野工藤介茂光、 合の ものを 戦かかかり となったなんち 天野 人づゝ次第 兼隆を誅る を 立藤内遠景、土肥次郎の 藤内 頼ぬ 思召さるゝ 景、 せら 実 実 平、 るゝに内 佐 る Þ 木 岡をき



を 仰ら れけると云り。 実に甚ら 深紫

をきぬ、 も誅すべかり 入道相国曰、 (十五ウ) 神明三宝の罰を 然に其恩のほどをも しを、 平治元年に義朝かむほんによつて誅せらし時、 故池の禅尼の 天の責にあふべき頼朝かなと申さるゝ 省的 ず、 強 当家に向 て弓を引矢をはなつ に申されしによつて、 命を助たない 頼 朝を 事。

罰して、 故がるかゆへに 然に 評日、 有て、 下をかすめ、 等の大敵也。 全 王命をかすむべき心なし。 衛 門 督に至る迄、二十四度たりといへり。これは何も其 此朝敵ぞろへ、 ふべき物也。 されざるに、 ども、 滅す時也。 人民を労し、 へばしたがひけると有事、 (十六ウ) 尤頼朝池(其素懐を遂ずして 主上 人民を害するによつて、 末世と云とも聖王の 世を治、 是は禅尼の厚恩にして、 は、 無憐有て助な 書曰、 入道相国あはれみ有て助給はゞ、 人民を労し、 如何ぞ是を 徒 然ば何ぞ頼朝を、 べきの むかし日本磐余命の御字に、 不 の禅尼のはからひによつて、 或王命をかすめ奉るによつて、是正しき朝敵たり。 義 万民を安ずる時は(十六オ) 中和を致て天地位し万物を の王位を続給ひ、 給ふと云とも、 志 徒 滅徳 法をみだり礼義をうしなふ。是天必彼 有。 にほろぶると見えたり。 官軍をくだされてより以来、 閣 \bar{O} 是ハ中興の聖王、 其上 只源家の 廃る事を歎、 天責給ふべけんや。 清盛の恩にあらず。 べ 如 古に けんや。 其上法皇上皇ともに、 源家の敵と云、 何 でむなしかるべ 、の聖王、延喜の御門 ・ tin state み は心なき白鷺だに、 紀州名草の郡に蜘ュースをりっち 命をつぎ給事有とい 其上入道 相 天も猶力をそへ給 育 と云り 清盛の恩と謂 善人が悪人を 又は父伯父 今此頼朝は、 禅尼の乞申 けん 父の 国 理 王命 \$ 有。 敵き 1 \mathcal{O} 天 ま を 蛛き

玉

か

始

曉言下実の幸文なるべし さるれば、 だ世にまします 是いづれも其 な れ は今よりとも、 理 有。 故に此朝敵ぞろへ 院宣を申請奉つて 0) 事 義兵をは は 筆 者 \mathcal{O}

咸陽宮 (十七才)

異い

に老母有、 て庭前の木に栖 は馬に角生、 らざる事を信じて、 白く成らんを待べしと申ければ、 らつて申けるは、 わたされける事 [あり。 はして、 皇帝猶もくやみおもひ給て、 、国に先 蹤 をとふらふに、 いましめを 蒙 事十二年也。 大きなる川有。 太子丹がわたらん時に、 いとまを給つて彼をみんとぞなげきける。 からすの頭 白くなしてたべ、今一度本国 (十七ウ) ければ、 汝に暇を給はん事は、 太子丹をなだめつゝ、 彼川にわたせる橋有、 燕の太子丹と云しは、 燕魚 秦国と燕国のさかいに、そこくと云 或時燕丹なみだをながして、 始皇帝是をみて驚ぎ、 此橋の落るがごとくしたゝめて 天にあふぎ地にふして、 馬に角生、からすのかしら 本国 始皇官 へかへされ 鳥 のかしら白く成 秦ん の始し 始皇帝あざわ 軍をさきへつ へ帰 皇帝、 ける 綸言 我古郷 母を 囚島は

評日、 を宣ふ事、 とひ心中に ふ事ならば、 烏 (十八才) こそ天地の常なれ。 有時 向に叶 是世のふしぎにして 様 天子に倚戯 は、 は、 まじきと申べき事 若角も出 是君子のいやしむところ也。 たゞ其おもむきを有の 0 生のあいだは 詞と 来、 なしとて、 頭も白 少し。 敷か 然に馬に角生、 いとまを出すまじきとおもふと云 成事あらんもおぼ 太子丹にいとまを給まじきと 但於 天の まゝに申べきもの成べし。 始 皇、 主き 馬 たるべき人、 心には角なくなっ 智 烏^{からす}の 略 有 頭 人ならば、 0 か 白くなり 烏 なし。 カゝ は : ゝる事 た 馬 な



とも、 事、 たる事 には ふ時は、 るに、 時は、 申て、 十才) して、 至て、 に由なき事を 自然の化生と云ども。 する時は、 然ば太子丹の信 けるにや。 祈 に逢事ならん時は、 太子丹天地に向 と成べからず。 仕るほどは、 かれども天下に今 暫 て、 べき事成べし。 是を生し給ひたるにはあらず。 其 福となるも 愚なるに似たり。 終に其身を滅 無道の人なれば、 信実成事ふかし。 太子丹の祈られけるによつて、 先是をなだむべき事也。 は、 太子丹の志によつて、 志 始 馬に角生、 往は燕丹をすかすべき事也。 畢 皇は 如何ぞ万物に一通せざらんや。 しばし待おはしませ。 宣む、 竟燕丹の孝行の志より 争 然は天子の御言には宜からざる事知ぬべし。 鳥の (十八ウ) 即 0 て、 か是にかつ事を得べけんや。 也。 天神、 されば親に孝有ものをば、 頭白く成て、 たとひかなはざるみち成とも、 燕丹の、 かもの 馬の角、 鳥の頭も白成けると也。 無道の 逆心をふくむも されども此事かくあらんには、 是天道に 違 人也。 其真実と云ものは天地と 等。 故に真実は、 量参らせ候 天神の信、 也。 心をいからしむる事、 人の為には 禍 となり、 いとまをゆるすべきもの成べし。 鳥等 其後世しづまり、 宮中には 現 故に此馬の (十九オ) 其後は君が 先太子丹の心中に孝行の 出るも 即太子丹也。 天神地祇其祈に心かたふけ へば、 終に信に通じ、 の少々あり。 実に老母の 又始皇帝は心中不信に 天と始皇と事をあらそ 角 \mathcal{O} *(*) 痛 神明仏陀もぁ 出たり。 也 故に自然の理によつ 頭は しうこそ候 倩 此心を推量み 志 天下 故に天道に一通 をいのられける 是更に天下の さ 0 かれらを退れる 天にも地にも によるべしと れ 事をなげ 正道の人の為 一人の老母 頭は なは父母に孝 不信は 惣じて天地 掌 (十九ウ) 憐 に握る 分白く成 きょうきょし き給給 治ぉ

> 死いかんぞ異事あらんや。上にば刃をもつて人を殺をいとひ、 近^き 国 して、 故也。 をっくし、 が故也。 然るに始皇帝の心、 さねける事其罪浅からず。 りおとし、 なばなど秦国のうちにて、 まして など云悪人有物也。 人恐をのゝき、 なしがたきによつて、其 暇 をゆるしながら、そこくの橋を切 此事なきにはあらざれども、 人をころす事は、 唐 (二十一ウ) 刑罰を 行 給事なかれ いかんぞ 異 事あらんや。上にこの心有時は、 然に始皇・ にては、 まづしければ天より宝を得たる事、 燕丹をころさんとの の大河なれば、 此故に (二十ウ) 其 君に忠を尽す しかればこれ盗殺と云て盗で人をころすに等し。 往来の 能孝行をつくせし人は、 分外の 帝、 重て人其罪をおかさゞるごとくに罰を わつらひ たゞ世の為人の為成べし。 事 煩をなすのみにあらず、 太子丹にいとまをゆるしける事は、 故に一天の君、 ずは、 諸人にかくして是をころまんとおもふ 時 橋をわたす事人力の労多し。 は、 心の願に満足せずと云事な 次に一天の 軍兵をもつて殺さゞりけるぞや。 謀 志 様と たゞ人の孝行をなす なき不思議 をひるがへし孝行の道をつくし給 杖をもつて人を殺すがごとし。 更に心得がたし。 いやしけれども天下の 人の嗜欲によつて、 (二十一才) あるじとして 其数多し。末代と云とも \mathcal{O} 却て又民の公役をか 故に一人殺す時は諸 必世上に辻 Ŕ 志 左程に、 其心に 然に此橋をき 行べ 不信 の王とな 此故に 無道 世間 剛盗 はしる 其 おも 満っ 徒 此橋に なる は し。

秦と燕と 争 始皇帝を恨て、 降れと云り。 時は、 したがはざる事、 蟷螂が斧をもつて龍 始 皇 是不智 軍に 向 0)

如何となれ

ば、

に帰国をゆるす事、

たとひ心中不実にして

許たりとも、

始

(法日)

敵き

強

則

一帝、

請

にまか

燕丹本国へ帰て、 ***



オ くす事あたはず口伝 を良将と云。 敵其謀に乗する時は、 にくだり、 て始皇に降り、二心なきの旨をつくさるゝ時は、 からす。 分の道理そなはる故に、 我すでにかなはざる時 信をもつて是をつくす。 兵法曰、 されども 柔よく剛を制す、 生の か やうの時に 其礼をの は、 楽 其叶 有。 べ くだらざる時は十死、 至て、 はざる処の利にまかせて、 其理の て母に逢給ひ 柔は徳也とい 才智神通 有にまかせて身を立る 始 皇必 なば、 \sim 0 $^{\circ}$ 有。 疑 今爰につ 速が 若 <u>-</u>+--の心 降 敵 7 有 帰

もの也。 也。 田光先生に向て荊軻一 ども身命をおしまず、 故に後世の 道を助世を憐志なきか(二十二ウ) 有ものとすべし。 を申て、 然ば是正道にあらず。 善兵をかたらふてまいらせんと申事 故に此者小賢と謂 人の耳をして、 されども此事穴賢と申けるとて、 心中に一 大事をかたる処に、 べき敷が いさぎよくする事、 大道よりみる時は是邪道たるべし。 塵も私欲を存ぜざるに似たり。 故に、 田 私 かゝる死をなすもの 光其身の老年なる事 田でん なき志也。 光が死にあ 死しける事 是賢徳 6 然 は

荊軻秦舞陽に対面有事非也。 さん後世の人、うたがはしき者には 荊軻是ほどの大事をかたるとて、此事穴賢と申事智義なし。 るに 心をしらずして大事をかたるべからず。 とらんと云時、 きものならば、 け ŋ̈́, 兵をかたらひてまいらせんと申ける上にて、 て、 是田 はや彼等が心中に、 光質 を 荊軻申けるは、 如何ぞこれほどの大事をばかたるべけんや。 疑 けるが故 さればしくはうてい臣下をもつて 必対面を求る事子細有にあらずや。 (二十三才) 全 大事をかたる事なかれ。 人伝にてまいらすまじきと申 其上四でん 也。 此一言礼義にけ さほどうたが 光其身は老 始皇帝、 年 故に は 也。 L む 0

11

或

愚と云に足らず。是大なる、怪の道にして実義にあらず、で、其(二十年の)のでは、其(二十年の)のでは、は(二十年の)のでは、またが、は、1十年の)のでは、1十年の)のでは、1十年の)のでは、1十年の (1)のでは、1十年の)のでは、11年の)のでは、11年の)のでは、11年の)のでは、11年の)のでは、11年の)のでは、11年のでは 処也。 なかれと云り。 故に兼て其用意有て、 人の命まて害して、 面 をみるより時をうつすべきにあらず。 道にして実義にあらず。 速 に害すべき事也。 是大なる 生や (二十三ウ) 是を請 行、 ーを 空 っ を 空 誤 又始皇帝に片時の 暇 をまいらせし事 取 いかほども有べし。 也。 ベ して、 し。 難を遁給ふとい 兵法曰、 己が命をすつるのみならず 縦だ たま!~もとむる敵なれば 故に荊 帝王 とりえてははなつこと 直にに 軻が不覚と 謂 されども始 御覧有とも、 へども、 是 又 危 * 彼れ

れと云術 て 曰、 ずる人も、 荊軻秦舞陽が運命の極る処、 に妙音有や、 て心を了得して、 を はせめて小芸成とも心にかくべし、 なかれ、 時は両足虚 発 至てその運の 或 (二十四ウ) くみを伝ふ、始皇此術を常に学しける事有、 云者は、 人問 する時は右おこたり、 人問 へども時にとつて難を避られし者也、 始 皇 \exists 旦 大道を あり、 共に三徳相叶 によつて也。 荊い 也。 此難を遁れ給ひし事は、 又 琴 さい芸能其妙を得る道有や。 軻、 幸 まだ其芸の達人にあ 眼な 此 志 を得たる事は、 陽夫人のやうぶ 心たゞしからず 術 (二十四才) に として学するものは外の事也、 気有時は耳 は人の気の 右に気発する時は左 怠、 琴 E 始皇の運の を弾ずる人上手なるによるや。 音を聴て心をとられる けは、 琴の妙音に寄べし、 虚也、 怠 らず、 時至て必幸と成 琴の音の妙成にもあらず、 をうつ事を 専 所作全 兵術に上古より、 故に人は 此心をもつて立合のとり それ つきざる処也、 答曰、 から 徒 ずと云 \mathcal{O} 所作によ 公事有 左右に気発する 其外若年 とす。 所。 に日月を送事 琴も曲 事 作 ・も曲も弾 たん 事を得 は、 \mathcal{O} 取みだ 上に付 小芸と 左に気 つて 其曲 只



心と所: 呼吸に気をつかふはいまだ達者とすべからず、こまう 理妙道の伝受有、 叶なひ たとへば弓を射る者、 其妙を得たるを(二十五ウ)達人と云べし、 相かなはしめて、 にかゝはるものは、 せらるゝもの也、 まだ達人にあらず、 理を離て所作なく、所作をはなれて理もなく、 作と相合するをもつて(二十五 心をめぐらし開悟し給 平生心是道と云、ひやうじやうしんぜ 又馬を乗者は、 いまだ達人にあらず、たゞ本心能其所作に 押手勝手に心を付、 刃 をふるも 口先手綱鐙 のも、 古人の語に達するをもつて、 オ かまへ、太刀筋長短遅速料鐙腰に心を付ぬるは、 其事 又は腹足腰に心を付、 故に一 是いまだ所作に の妙道得たりとす、 切 事理通達して、 の芸 相 害かれ り。

たる様 次に天下にあらゆる書籍を 勢つきざる時は、 なし、 彼れ 必 将たるによつて、 がなす事を天下の始として、 の美女を聚て大に嬌を長ぜり。 て天下をとれ 秦 采始皇、 皇、 却て其身の 禍 天下の智者を四百人集、 あり。 本は戦国七雄の中の其一也。 故に兵を挙、 万里の長城を築て、 を受べき物化 敵の手にとらはるゝといへども、 咸陽宮を立て、 終に滅亡しけるもの也。 軍さる 悉 善法也と定め、 を出す人、 驪山 集焼すてたり。 されども北方に当て韃靼国有。 天下の財宝をついやし、又天下 (二十六才) 大きに天下を労す。 六国を 能時勢を知て用ざる時は 然ども 古人の善を悪法也と 滅るぼ かくのごとくの悪 の谷に埋 かゝる悪人も時 して周にかは わにの 何 ン口を遁 けり。 一事もわ 0

文学強 行

十六ウ)月廿日、 すでに誅せらるべかりしを、 彼頼朝は、 北条蛭小嶋へ流されて、 去きぬる 平治 元年 十二月、 生年十 父左馬頭な -四歳: 二十余年の春秋を送 心と申、 義朝が 永 暦 む 元年三(二 ほ んによっ

> けるぞと云に、 あらず。 七 ウ) らず一 也。 みさきとして、 知る 宣までとりて与給ふと云とも、 天下を持給ふと思ふ事なかれ。 故に末世の人、文覚がすゝめけるによつて、 事 源 家にはあらず。 Ħ べき其故有によれり。 道をもつてすべし。 氏にはあらず。 来もあればこそ有けめ、 多し。一毛一紙の得失とい 天下の盛衰はたゞ道の善悪に寄べし。 切の世欲に付、 処 故に小人の諫をふせぎ、 の源氏は有道なるが故也。 高雄の文覚上人のすゝめ申され 万事をなすが故に、 唯是平家の無道なるが故成べし。 源氏 何ぞ人力の 恣 其事を得る故有事をしらず。 あゝ の無道なるが故也。 かなしひかな末世の人、 今年いかなる心にて謀 尤文覚此事をすゝめ給ひ、 ほろぶる処の平家は無道なるが へども、 賢人をなつくる事を 然ば畢竟を 却 て其身の失を得る事 なるべけんや。 みな是其故なきにしも けるによって也 源氏を滅すも 頼朝む 平家を亡 すものは又 然ば天下を い叛をはい ほんを起され たゞ欲心を (二十七才) 是のみにあ 時は、 或は院 \mathcal{O} 起 さ は 故 平 れ

さず、 て、 とて、 と云は是ほど大事やらんと人にとへば、 命も生べきと云間、 はだかに成て仰きにふす。 んとしけるが、 抑 此文覚と申 ついて 六月の日の草もゆるがずてらす日に、 上西門院の衆也。 七日までは起もあがらず、 (二十八才) さしくひなどしけ は、 修行と云は 渡 た なべ 扨は安平ごさんなれとて、 の遠藤左近 十九のとし いかほどの大事やらん、 虻蚊蜂蟻など云毒虫ども、 角て八日と云に起あ 道心を発し出 将監茂遠が子に、 それほどならんに れども、 或 片 山 頓て修行に出ける ちつとも身を働 . の 家して、 ため 薮☆ がりて、 の中 遠藤 身にひしとと V 修行に立 て見 は 武 は 者 修行 んと か ŋ



処

頸び

を

金峯山、 るゝ 聖人は中庸を ばすべけ くして、 評 座ざ たゞきてこぼさず、 是みなまことの仏法にあらず、 はさやうの 禅が あくたのごとくにおもひける賢人、 義礼智に闇からずして、 Ļ 0 においては見性 行、 如来真学の門には入給はす。 志となし 実 悟 精進の神社仏閣へのみ詣給事、 (二十九ウ) をないし 師 上にのほつて死し、 \exists に 本性にかなふたると云事なし。 大峰へ(二十八ウ)三度、かづらきへ二度、 君には忠をつくし、 此身をすて給ふといへども、 古 文覚の 志 れ 白山立山富士山、 如来大乗円頓の旨 より、 諸方に六度万行を説て、 ば儒道には、 給ふと見えたり。 れども、 7 に 事をば仏法とはせず、 臥さ あらず。 周公のごとくなる人は、 行 ず 志 悟道の 六六時 命をば落花のことくに思ひ、 と云り。 それ/ をみるに、 或は深山に一 たゞ難行苦行をなして、 0 難行をば大きにいやしめたり。 人にあらず。 或は金銀ざいほう官位知行をばすつる事を 行 老たるをば敬、 其心真実なる事は、 道をな 又仏道にはたゞ此中庸を本とせり。 出羽のはぐろ、 さればこそ熊野の那智に三七日うた の身の分限に有て、 (二十九オ)には、 生死輪! カュ 或 ほどの大行をなし、 皆是難行の法をつとめて、 は持斉持戒をな 是つらの事は荘厳門仏事門也 人住居、 是を仏法とするものあらば、 文覚いづれの処にても、 たとひ又有といふとも、 然ば難行は小乗外道の 回為 世に多しといへども、 又は 世にためしすくなし。 を いとひ、 いとけなきをば 頭目 或は一食をなし、 さうじて日本の をこなひ え 行 金銀財宝をば、 其行力を達せん事 髄脳 沓に遠き事を知べ 親には孝行をつく 得がたしと云り。 或は高野、 仏果菩提な 所々の をうちく 中庸曰、 に 憐 油かなら 法に近 此文覚 難所 いまだ 本心を 難 粉川、 を 故に ちり 或長 た 臨済 Ш 刃ぱ 仁 我 を ら

> たゞ は、 苦果をまねくべし、 きときんば、 故に世の礼にたがひ、 を守といふ学者、 万宝をなげすつると云とも、 るゝをも べし。 されば此無事是無過不及をもつて無事とすべし。 我即大道、 私 勧告 然ば文覚の修行といふは、 の心なくして、 いとは 何ものか事有べけんや。 大道 心をもつて無事をつくろふ。 唯無事にして、 或 (三十ウ) 人を惑しむる事多し。 は国をすて、 世の仁義礼智にしたがふべし。 皆是身心をくるしむるが故に、 即なはち 我也。 是小乗の業にあらずや 行業 純 妻子をはか 唯世の大道にまかせぬる時 是を名付て、 ならんには 無事とはなんぞや。 なれ て心中に万事 三十 末世に すてに我な 劣りと云 オ 事 Ò 七つちん 却て

進帳がながされ

云

狼藉也、 ます、 たず、 御奉 院ぬ 勅定で有ぞ退たいたい に読上ければ、 妙音院大臣殿琵琶をあそばされ、 にとすゝみけるに、 山寺有。 其後文覚は、 はたと打おとし、 をつかうどすれ 寄られざらんには、 御所法住寺殿へ参、 加 これほどの事などか聞召入さるべきとて、 御坪の内へやぶり入、大音声を揚て、 有べしと仰られける処に、 此寺を修造せんとおもふ大願をおこし、 **介頸つけと仰一** たかをと云山に行すまして居たりしが、 出点 管絃も調子 せよと申ければ、 資行判官 といふ者すゝみ出て、 懐 三十一ウ 下さるゝによつて、 全 大音声にてよみあげけ より 出まじきとて、 · 違 、 馬の 管絃の御遊有けるはんばん をにて柄巻たり 拍子もみだれけるが故に、 もんがく 勧 文覚申けるは、 進帳を取なを 働 院中のはやり男、 三十 大慈大悲の君にてまし かず。 れ け 猶 れば、 ば折節 <u>・</u>オ) 勧進帳をもつて、 神護寺 る刀 勧歩 故に、 何条子細を申ぞ 進 神護寺と 資行がゑぼ 是非をわ 御前 帳を高ら よつて外 庄を一 て 参 氷り



うなるを抜持て ず、 たり 頓んぜん は、 こふは、 上勧 るべ 覚、 ず外法を専とする人也。 を ベ 0 道なれば、 身を治め、 方 事 して伽藍を修造し、 是を受て、 を起すとし、 らまさる」をあらため起すをもつて、 法 文覚大乗頓悟の 便 如 仏法衰疲して、 師たり。 旦 この 何。 カュ と (三十三オ) いへども、 有。 仏道をば発さずして、 真如を障る隔と成べ 進の 次に まだ真の伽藍を知ざる者也、 絶たるを続、 答曰、 是又非義たるもの也。 一法有、 ゆ 又文覚法 事は、 家を 資行判官文覚にゑぼ 迷の衆生の為には悪きにはあらず、 切 其 されども堂塔仏客の破損を続起すのみにはあらす。 へに有為をかつて無為にたとふ、 訇 事をいとなむべし。 次に堂塔仏客(三十二オ) 衆生鈍根挟劣なるをもつて、 達磨大師日、 又其頓法にも 斉 るを真の 我他を進る時に、 けるあ 沙門の道絶果、 師 眼 誤さ 形像を鋳写 のうでだて、 廃たるを起すは、 よりみる時 有故にや、 Ļ 是真正開眼の沙門にあらざるもの也。 伽藍、 仏の 9頓中の頓、 故に仏法本一 安藤武者是をめ 問 人の利鈍同 悉 は、 の所説の経っ しを打おとさ 巨 人を軽 名字の仏子と成、 人の思ひ入さる処を、 釈や 真の仏を安直すと云り。 人 焼香散華して仏道を成ずと云 大に外げ しかりとい 氏 形をのみ修造す。 経中に説ところ、 仏道におい 志 絶たるをつぎ、 の本意にあらず、 漸中の漸 じ、 を修造する也。 を発して、 は、 じ 如たり、 如 道の法に近き法師たる からざる故也 故に己が心を正し其 来真深の義をさとら 其 しとりける 無量の へども、 (用心なきは不覚た 只無為得道の為に 事、 有、 ても開眼. 世欲名 是法本一 すたれ 沙門の 施 心法を修 仏衆生 (三十二ウ) 是小善の しきりに 然に此 す 然に文 節 嵵 聞 悟道 たる は、 如に を 第 其 せ 文 だの

申

恵を利剣にたとへ、 押乞と謂べき (三十三ウ) よこたふるもの也、 きづなを切て、 たとへて剣と云、 の利剣と云事、 する事、 ざらんほどは、 な ば、 全 仏の本意にあらず、 重て奏聞も 三界の火宅を出 仏説に在とい 如何となれば、 然るに文覚 理を表して、 出 まじきと申 申 き事也、 もの へども、 0 離し、 (三十四オ) そもや此剣刃上大難 也、 不動明王の降摩の利剣、 剣、 不動は剣を帯 煩悩妄想の敵を退治し、 然に 其上文覚、 是は自性の智恵をも 法性の台に 聊 勧 神護寺に 進にてはなくして、 心得がたし、 法衣の下に 多た門は 庄気 至 を一 が 如何ぞ是、 放に、 は 又大般若 所 ほこを 刀を帯 うつて、 寄ら 世の 死 智ゎの

たけに には、 ば、 得と云とも、 らざる人也。 べき者をば 給 もち給はぬか、 文覚流罪に 極 五. も此時は、 ば、 オ 不 正 か かしと申 苦悩をうけ 物 文覚文をまいらせずとも、 も足らぬ下 普門 は 下部梶取る かゝ 頼まざれども恵給ふ。 事 也。 けるに、 故にかゝる悪逆をばなし給ふと、 是は観音の 品 又是方便の道にもかなふ けるに、 れ 遠路の事な 旦 んに、 め それくはんをんぼさつは二十五 部 とい 英に などに、 文覚、 無量 向かっ の別当房 是観世音菩薩 ひ 庁 ての れば、 の下部に 百千 或は、 清 好言うでだて、 水寺 の事勲。 方便の心も有 -万億の 此 文 覚、 能其心を知給ひ、 土産粮料な 共、 物 Ö を聞、 は書得ぬぞ、 観世音へ文をまいら べからず。 情は 衆 若又観世音菩薩の事なら 生 真を を などの 有 ぬべ 真の 加益 の観世音をい 心 見えたり。 て、 其上 称名せ 沙 一の円通を 用 己 意も、 縦 カコ (三十四ウ けと申て 紙 方 は 便の されど らず。 な まだし 0 せ 知る 心

 \mathcal{O}



唱たる事有べき歟。 な誠 音菩薩、 に観世音 即時に其音声をくは へ文をまいらせんと申に、 この故なくして云べき事にあらず。 んじて、 みな 心 称名のくはんぜをんを 解脱を得と説給 必文覚が ば

文覚、 心中 れきば、 師又然ず。 尊は一生断食たるべけれども、 もの也。 然ば文覚是真正の道にあらざる事を 悟 給 虚説たるべし。 是断食の説偽たる事あきらけし。 伊勢国 義有べきもの 眠来れは眼を合す、 若仏は通力自在にして、 剰まき あのゝ津より舟に 如何となれば、 死して後にさへ、 也 ľ 愚人は我をわらふ、 其説経 文にみえず。 人間は三七日断食すれば。 乗り 食せず 絵像木仏にだに食事を手向るな 三十一 臨済禅師」 (三十五ウ) 日の 間、 智は 曰 其外歴代の祖 と云は、 飢来らば飯 向 即 断食さればき 知と云り。 必命 の 終する 釈やく 事

平家物 判秘伝抄巻第五之上終 (三十六終才)

平家物語 判

平家物語評 :判秘/ 伝抄巻第五之下

伊豆院宣

富士川合戦

五節沙汰

都還

奈良炎上 白

平家物語評判秘伝抄巻第五之下

録 オ

(目録ウ)

豆院宣

其後文覚をば、当国 にぞすまはせける。 去程に兵衛佐殿おはしける、 ロの 性っ 近藤四 郎 国 高か におほせて、 蛭 小嶋もほどち 奈古屋が奥

はず、 報ぜんが為に、毎日法華事ゆめ~~思ひも寄ず、 ども、 つの 時至て ければ、文覚重て申けるは、 起させ給ひ、 取まいら 御辺の御心をかなびかんとて申とや思召候らはん、其義にては候ら \mathcal{O} に申けるは、 て見せ奉り、 中に、 文覚常に参り、 <u>(</u> ウ をこなは 運命の末に成やらん、去年の八月身まかり給 先御辺の為に 行ざれば、 せける事 御辺程天下の将軍の相もちたる人はなし、早く謀 日本国 髑髏をとり出して、 頼 平家には小松大臣こそ、果報も目出度おはしましけ 毎日法華経 朝 の心を 却て其殃な 御物語ども申けるが、或時もんがく、 随 志 給へと云ければ、兵衛佐殿宣ひけるは、 我は故池禅尼に助られ奉りたれば、 傾 の深き様を見給へとて、 天の与るをとらざれば、 一部転読し奉る外は、又他事なしと宣ひ をうくと云本文有、 謀叛をすゝめ、 是こそ御辺の父左馬頭殿の 京都に登 さ 懐ない かやうに申せば、 へば、 却 て其咎を受 の中より、 兵衛佐殿 叛 今は て院宣を 頭よと 其恩を 一オ その 源平

彼財禄にめで、 給ふによつて、 となるもの也。 評 人と知ながら、 Ħ に色にふけらし それ時至て兵をあぐるに、 は、 彼 ば紂王色を好 人の機嫌に 天下の者うとみ憎とい されば殷紂王は、 親み仕へん事をたくみと(二オ)す。 め に恐て、 彼女縁に 随 給ふ時は、 ん事を思ひ計、 小人奸人利をむさぼらんが為に、 随だが 義によつて挙ざる時 悪逆超過して、 て、 妲己と云る美女を近付 へども、 小人おほくの 官 禄を 様 其財禄 々の 五逆十 悪事をする 然は其 は、 勢 -悪を 身の 有 作品 害か



とり

出

御

辺

の父左

馬

殿

頭

也とて、

見せ給

ふ事、

頭が

は

知らざ

脈叛する

むる心は

偽

なき人成べ

人平

世に らず。 悪道 れを ぜざる証拠有、 故に紂王の伯父に比干と云賢人有けるが、女の腹をさきて御覧あれとすゝめて、様な る大道の師となし給 人をたつね愛し給 ふべし。 なふ事をのみ 諫 すゝめ奉る者、 如 名有て実なし、 なへて(三才)こがね也と説たりといひ、 己が利欲の 申さふらへば、 て、 刃をなむるがごとし。 .苦く金言は耳にさかふとい ためしに是を見ばやと、 何して人間と生れて、 佞 の学者、君の機嫌をはかんをのみすゝむるによつて、 是を見給ふ事有。 亡 へとも、 諂 其君の好処をば、 がたし。 故に悪王といへども、 小人なしと云事有べからず。 有 かさほ け 害する事を興じ あまき(三ウ)を食て其身を害する事 れば、 の為に、 其色其品同しからずといふとも、 よく一生を 偽 仏も金銀を宝とすればこそ、 あはれさやうの 者は、 此故に周の文王は、此時身の徳を り。 彼者をたづね されば末世と云とも、 口にうましといふとも終には其舌をそこな 其事をすゝめ奉り、 皆悪人也と、 慾心なかるべきと云て、 さ 民をなつけ武を愛し給ふによつて、 縦我心中にも、 申 聞 から れば太公望とい 給 へ り。 彼小人姦人むらがり有間は、 似せたるをこそ、 らひて、聖人の胸には.様々の諫をいれ(二 るによって、 人あれかし、 水水て、 ば、 されば此語は、 此故に君としては、 知給ふべし。 奸人其機嫌に 自行 悪きと思ふとい なき悪事をなさし 或は聖人賢人は かゝる悪人左右に近 へる聖人、 聖人も子有ば、 極楽浄土の 其人の胸を割、 紂王比干が胸をさき 大名小名によるべか むか 聖賢とは申候 其分々に 君にたゞ悪道を 故に良薬は口 厚 随 世人なへて は、 七 ひ、 て、 つの穴有と 徳をひそめ 家 蜜をぬる 我心に 天下を治 へども、 古 応 造 孕気 聖人賢 め奉る 輙 知る カゝ

毎日一部のはずして、 成たる ウ 事、 らず。 天下の 給ふも を悟知て諫給ひたるにはあらずたゞ其身平氏にそむかれ、 て智謀勇才ふかき大将なれば、 然どもこの時平家の運命つきぬるしるし多し。 然に文覚其道理を 火をはなつて焼死たり。 合戦をなし給へば、 其時武王万民を 憐 給ひ、 給はず。 を諸侯として亡さん事、 隠岐国へ くるしめられ、 文王におもひ付け はやく謀叛起させ給へとすゝめられける事、 いかんぞ重て維盛の ぬる事、 誠にふかき心得有人成べし。 深き人なる事 然共文覚一 ŧ \mathcal{O} 憤 が成べし。 ながされ、 其後文王の御子、 0 ジ法華経をよみ奉るよりほ我は池の禅尼に助けられる ふかく有けるによつて、 苦を助給へかしと、 哀武王の御なさけましまさば、 生の行迹によつてみる時 言にあらは 故いかんとなれば、 弁 明し。 紂王終に りとい 給はず、 生の 故に是を名付 嫡子六代を取たて、 義に当らすとて、 義兵を起し給ひて、 武王の時に され へども、 終はり 戦 れたる事 天下将軍の相を持たる人は御辺に過 をば、 かく見立給ふ事、一 ば いの負て、 読 頼朝、 なげきかなしむ者 多によつて 其心根 誦じゅ か 参らせければ、 角 徒 になすべけんや。 成 度が は、 文覚実に天下の盛衰を 有。 0 (四ウ) て、 て、 くどく一天四海に及 文覚が 諫 を卒爾に は、 鹿台云台にのぼり 回 他た 外に文覚 (五オ) 天下の 生 牧野と云ところにて オ 事なしと よしなき謀叛を 又頼朝時の人に 対王を亡し給ひて はろぼ 全 の間は兵を挙させ 更に心得がたし 天下盛衰の より此 其報恩 向 天の 義兵とは申也 し申され 無智に つの髑髏を 主たる人 心の為に、 用 を はあ 知ら 人と 勝れ 自

此



かるべ 成べ 忠進 て此 にあらず。 師し同 そ き給はずして、 弥其身の害と成べし。 に至らば、 たがふ事有とも、 然らば敵より偽いのはの 0) ですべ 事を了見おはしませ 流 カコ 唯其徳を厚くして、 筋 人の事なれ 若尋常 き気情 は勇気を存る たる人 故に 互がな 故に其事 天下に有ては泰平、 頼 な (六オ) の法師にもあらず。 疑 来るといふとも、 終には其信にふくす 朝 れ 文 の心得、 ば、 の心をもつて、 其 強 信 の者などにおいては、 敵人に察して、 源氏に をもつて ものなれば、 志 其時を悟、一切に真実を見了 誠に深き智謀を兼給
まこと、ふか、 ちほう かね いたはるむ 放すべ 国家に有ては (六ウ) 万事を執 却 是、 き故 べし。 この 我利となり、 其なす上を ねも有べ 心 する時 な より謀叛をする 人をたば あゝかなし 行 長久成べ は、 \sim \mathfrak{h}_{\circ} 其 心を緩すべき事 謀 なす 上又、 あるひは カゝ 或 次には 天もあざむ り、 によって、 事皆偽多 し給 ひ哉末世 往敵う 平家 むる人 頼 末世 此 朝 法は

と云り にて、 \mathcal{O} 伝な 心を引見させ Εĺ 文覚を伊 源三位: 頼政、 に給ふと 豆っ 国 文覚に常々 頼 11 朝 り。 近所に流れています。 が、頼政のが なままった。 なままった。 なままった。 なままった。 なままった。 \mathcal{O} を合、 嫡参 L をか 子、 天下 伊 れ 豆. 0 一字仲綱(事、 源氏 兼て計謀有 玉 を は は かりこと で 策 頭き

きの たら は廷 るべき旨を申上けるによつて、 兀 0 伝 皇子 E 月)用意、 尉為義 治承四 給 (七才) 七 V 日 の末子なり 年来有とい 年 に、 頼 高倉宮をすゝめ奉り、 兀 朝 義盛は 月九 木曽 日 |義仲等に けるが、 へども、 伊豆 \mathcal{O} 夜、 国に着て、 源三位 其折節ない 時勢を得ざるによ 在 令旨をくだされ 京して有けるによつて、 入道、 陸なちの 東 奥十郎 国 頼 朝に令旨を参らせけ \mathcal{O} 平 源氏に令旨をくださ 相 たるによつて、 義盛と云者有。 国 つて、一 清 監盛を討 彼れ を 同 か 彼れ べ

> と云 り。 政の 拝なし給ひて、 給 ひらき給ひて、 朝 に無一 V り。 娘とちぎり、 て、 頼り 頼 0 朝、 心なかり 朝 其 時 此令旨を頂戴有け 大事本望の始終成就せりとて、 時 政 衣服を いもせ の色を見給ひけるに、 け れば、 をあら の中浅からざりけるに ため 先此人をひそかに召て令旨を取っ 浅からざりけるに仍 (七ウ) 時 .) b ° 給 ひ、 然に其 先^{まっ}男 時政受 時 Щ 頼 御よろこび有と云 \mathcal{O} 悦 朝 方に 給ふ気色を見 北 向 条 て三 兀 政 郎 度と 出 頼い時 礼

千葉太郎太夫種頼、両よりな、大家を相添られ、ため、大家を相添られ、ため、大きが、の家人等を語、御覧有いの家人等を語、御覧有いの家人等を語、御覧有いない。 は此両 趣ぉもむき は、 同二十七 きにあらず、 〜に伊豆へ 有べ E 0 者をも 入道頼政も自 を申させ 評 頼 き由、 人此 高 朝 議 日の って、 倉島 0 夜明る迄有と宝宝。 年月 御乳母の 宮御謀叛の事露見し終に南都にてうたれさせ と給ひけ 告しらしめ 其沙汰 晩に、 はやく其用意有べ 此旨な 在京して、 害したりけ 御覧有べしと申けるによつて、 れ 頻り 北条に参じ、 頼 妹 ば、 人のかたへ使者をつかはされ、 朝に告知らし 治 也。 也け 奉 承四年六月二十五日に、 先月下 時 りけるも れば、 故に散位康信といふも 政 れば、 \exists Ļ - 向す。 頼り 玉 此事 の也。 とし久敷平氏 朝 先君よりの め 々に令旨を下され (八才) 既 露 顕 の tr(にる けん 是によって . 対 面 然るに 奉り、 奉る。 藤 使者をもつて累代 時政に 0 九 Ŏ, は、 浦 郎 有 審 (八 ウ) たる源 次郎 様を 北条の 先 盛 時 に告がっぱ 向 長に、 康信 京 政遁 都 義 Ů, 浸する 奉り 両 館を氏 が \mathcal{O} 追言三 此 母: 事 ベ び 人

使

討き位

伝

軍な評

軍

神

玉



社僧あらば、よびつあらんと思ふもの出 神を敬 神祇の事は(十才)邦当に仰付られ候べし、 ば、 中の文日、 け 是よつて即文陽坊に仰られて、 及て、 朝 式き 北 必先 亡 ベ ベ ベ \mathcal{O} を思召たゝるゝ由 文陽坊心得て、 ふはいかにと仰られければ、 しても先仏陀に啓白 Щ は 良将、 「の住侶、 /候事 き瑞夢有とて、 しと申て帰けるが、 しと仰られ、 れ 童子三人飛行して、 朝二十四年以 心中に所 願 館 いまだ一千部に満ず、 然るべしと申 べし。 拝 文陽坊申けるは、 j みな威を神にかりて、 源家の兄大将軍の おはします事肝要に候、 文陽坊を召寄られ、 り、 当国伊豆ノ国に平家の一流有 よびてたび候 先三位 走湯山 白羽の 平家追討の 有て、一千部の法華経を読 也 北条殿へ厚紙一でラールラー 仰らる。 邦总道、 け なし 矢三 [の権現、 れば、 平らの 但 果して三日過て、 肝胆をくだきて 是平氏誅罰 併 急の御事は 奉り、 兼隆をほ 昌長等に仰らるべしと申ければ、 文陽坊承て申けるは、 実見に入奉ると見たるよ 其義にお 祈き 今 へと仰け (十ウ) 先当国にて源家の事をおもひすてざる 祷を申。 九 文陽坊承て、 頼朝御対面ないれば、 暫 箱に 天下の権をとる事多し、 後日に転 とはろほす オ 啓白の儀式 ぎしきを 根 枚にしるして参らせけるが、 僧徒の 事の 0 た筋、 の権現、 ほ愚僧も いては先愚僧が案内を御 頼り べきと思ふはいかにと仰られ 戦かか 祈り奉 頼朝聞召御感有て、 朝 て、 いとに得がたし、 Щ 源家天下の将輩と成 承る道は 面有て仰られけるは、 恵をふくませ給 (九ウ) 読なすべきと思 説はいる。 既式行る。 木の在 くるしからざる由 れば、 初』 敵 時政使者をたて、 暴逆を犯もの かたのごとく承べし、 并 相模 ti は、 凡 所には 然ども八百部に 首分 定て霊神も応 当時箱根のご なり 古 其文章 鶴 岡 岡 鶴 故に君も、 八百部に 走湯 なち より 有。 \mathcal{O} 一大事 走湯 尤然 は、 を申 持ま 八 給 日 そ Щ 頼り 首 幡 其 Š 有 別る 本 護ご 事。

によって 法師、 北 十三 条 一歳に 0 門喜悦して、 成 ける者が :見たる夢也としるしとゞ 兼隆を亡さるべきよし、 めた 頼 ŋ 諫き是

富士川へ 合戦がせん

奉ると云

小

には、 去 程ピ ぎ討手をくださるべしとて、 都合其勢三千余騎、つがう $\widehat{+}$ オ 旧都につき、 福 原には、 には、 薩摩守忠度、 公 九月十八日辰の一 十月十六日に 卿 頼ん 議き 有 大将軍に 侍 は、 大将には、 は 天にみやこを立て。 日 駿河国清見が 小松権亮少将維盛、 ·も勢^{せい} 0 上総守忠清を先として かぬ 関にぞ着給け さきに、 明十 副将 九日 る 軍

先 速 に飛 脚 をも 素盛の愚才故也べ、 ごとくに らは 謀ぃ評 そがざれば、 と思ふ心 九日まての僉議有ながら、 時日を経ずして、 に カコ つるはされて、 叛の は は道々の大名に名に至る迄、 曰 はせとは こては しには、 由を忠進仕ける処に、 治 _せ う 思 根ねは 事なすとおもふ様なれども、 何 匹 S は智有に似れ 徒にしておもはざるにはしかじ。 事ぞや。 年 は 何 かざるも をもつて、 早く敵にしたしまざる かり、 事ぞ急 九月二日に、 討手をつかはすべき事也。 し。 さうじて遠国 の也。 の事 たり。 **尤勢のつかざるさきに、** もだへこがるゝ様 彼謀叛人の近国近郡 勢のつかさる間に、 ふり 是皆其 十八日までの長僉議 大ほばの 然ども心にのみは 来りたる時には、 疑 しき者に 「より、 、 郎 心 顛倒 景親、 策 悉 (十二才) 近郡へ、地でかやうの中 いするが 有 同 は、 所にの 然に平家の人々、 早ゃ (十 一 ウ) やりて、 崽 さうして愚人の 討手をつか はやくうつてを 早く其謀な は、 ななに、 心中に をもつて、 な 忠進 頭に 4 浄 其心 れど に御教書 生仕る時 其事を 0) 海 を し。 ・とま・ み煎 なはさん 有て、 并 頼 其 次 + 朝



と云とも、 つて、 勢 心 をなし、 くならさる人は、 三十二相 此三十二 んげんの いふとも、 将となすとい をえらふ能を 気 宣ふもの と宣ふ事、 がごとくなるべし。 方、 向 べきしるし 軍を出し を聞付 なき古城などに執 籠 0 0 、情をえら のまだっ ふのみにはあらす只よく治なしたる方に在べし。 なげる犬の、 拙 まして敵陣の不勢なる時にむかふ時は、 この 者あり。 ぬうちに押寄せむるといふに其心得有。 0 形たち 相 て向時は、 なるべし。 形、 所にはや、 此に今説ところ 心中に三十二の 明 b b むから の善相、心中と相合する人を、 カコ び、 兼て天下の位をしらず。 · り。 ず の人にすぐれたる人をつかはすべき事也。 いふ時、 根え 本 一 (十二ウ)のつかざる先に押寄うてとて、 容顔美麗也と云とも、 ならずや。 して、 柱をめぐるが 智謀勇義の有人を遣すもの 名付て外 となる品を挙てしるす。 は形正直にして、 其上討手の大将軍には、 たとひ末世にして此徳五つまで有人なしとは 然に平家の諸待、 ぬれば、 理より生すとい かやうに治なしたる方に、 はやく敵に聞き 戦ざれとも負たるしるし有。 然は軍の勝負、 は、 勇と智と仁と信と忠との五つ有者を大 善徳有人を又、 (十三ウ) 是其人の智謀足らざるが故なるによ 如臺 形と心とあひ応ぜずして、 なるも 付られ、 . へ 共、 たゞ方寸の 心中、 道天魔と云 心中盗 頼朝に向て勢のつかぬさき Ō 4 一には 仏といひ、 有徳の君子、正 強ながち ₩, 分れて三十二 其 猶々龍 能 をするもの有。 其勢なくして、 形がたちの 其上 に勢付さるさきに 々其人の 間をのみ知て、 いかんとなれ 故に大公は、 形きび 戦はざれども勝 美麗なるがごと 敵 能治なしたる の雲を得たる 又さやうの敵 を 聖人といふ 形い 正 身の が 仏 安々と大 責むな さればに 一相あり。 しくして (十三オ 人の 用意 やし ば、 角

> にして、 末えを 乱え 也。 下 ざくる臣なし。 されとも此時平氏に良将なし。 形つゝしみ有て、 形勢根にして、 忠度は、 大将軍、 智なる者あり。 て、 ものあり。 勢根にして、 七には形智謀を(十四 心中むごきもの くして、 は は、 かくのごとくに乱 かたちうやし 大将を択 心中に人を軽ずるもの有。 愁 君 事なかれ 心中に 心中成ざる人也。 かたちつゝしみふかくして、 一人の邪 いづれも此悪相有人也。 十にはかたち勇有て、 心中ならざるもの有九には形信有て、 事、 (しくして心中高慢なるもの 有。 心中成らざる者は、 以上の十二は、 敬ま 天下の明暗は、 心 正に在。 此所を鑑に知て、 なき者あり。 中 六には万事堪忍深 たるもの オ 敬 なきものは、 是入道相国 好 故 也。 天上一 に其一生の終を見べ よきを撰 十二には弁口達者にして、 人のかたちと、 五にはかたち万事に 心臆たる者有。 故に後世の 小 心中に ・松の権 亮少将維盛は、 難をしのがずして兵衆不 たつるものなり。 心中 敬 一人の 輪の日月にあり。 みえて、 人をあなどり天道に 疑 多き者有。 主なければ、 の人主、 有。 邪 なき人 心中不実なる者 四には 十一には形 より起 応ぜさる悪相 心 其本を正 委 (十四ウ) 然に平氏の 形 天下 悪をとを 不信なる て、 八には形 見えて、 薩摩ノ守 形勢ほん 謹讠 心 今天 中無 ふか 和は 0 也

とし久く成て準なると 今度頼朝に討手の大将軍 守 道にわかちつかはされ、 曰 必朝敵. 義親追討の例を追て、 人皇十代崇神天皇の 討 がたし 0 大将軍には、 をつかはされけるに、 (十五才)とて、 御宇 王命を背やからを退治 鈴ばかり給て下されけ 帝 癸 より節刀を給例 巳年、 讃 岐守平正 始て将軍の 承さ 平天 る事 こせら 慶 号が 彼大将 0 を定 しより以 蹤 前きの 跡 給ひ 対馬の



会の

義もなく、

摂せっ

政

一殿より

御馬をくだされけると也

さて又

かは るべ 防電亜 為也。 ごとく天子より将草の任軽き時は、 知ぢ道 先刘礼が、 と云もの 能大将の けさせてくださるゝ事、 将軍には、 大友真取、 宣下せらるゝ て、 亜夫が陣 にない ちん かなれ 節刀を以、 に をひら 藤原ノ純友、 に勝と云り。 き人を禁中 守 大石山丸、大山/王子、 文帝の されば 夷擊 を、 されば孫子も将能而君に御せざるも するまゝにして、 ば義親追 け 軍に節刀を下さるゝ者也。 帝王宸儀南殿へ出御成て、 行 かためたる、 いづれも節礼を 行 れずと云事なし。 恵美押勝、 文屋宮 を防せられける時に、 奉らず。 覇上と云 ば天子 御ま 幸有 云け 出 安倍貞任、 敵きの へ召れ、 漢の文帝の御時、 是よく其将軍を貴敬して、 一計の例とて、鈴ばかり給り、 け を聞 れ 田 首 軍旅の事は将軍に 0 ば、 文帝の れ 立を 刎、 がば、 所へ 早良太子、 橘逸成、 て、 近衛階で 詔 更に宜き 覇 軍 細柳の1 何も 造し、 君の 兵ども 上 宗任に至る迄、 斥候是を見て、 一の陣へ 人民の 下がに 氷上河次、伊予親王
かかなの つぎ よの
上の石川、守屋大臣、 聞 甲 方より 周亜夫と云者を細柳と云所しらのある 軍 井上広 ず 申 をぬ 文帝心もとなく思召 東大きに責入事有。 其外の者 陳を引、 (十六才) けるは、 兵ども、 行幸有て見給 されば古、 先忠義の節会を 行 (十五ウ)憂悩を 助 よと宣ひ .任られ ^{まかせ} おはん 申 いでおくりむかへ奉る次に 軍 て、 のさしひきなき 公、 天子の . 内 弁 元 朝に敵するも いかんぞ其大将を 伊予親王、 のは勝と謂て、 弓 其威権を高くせん 猶 軍 法にあらず。 を引剣 藤原 中にては 然に此時に当て、 Þ 剰 。此下さる」 こへば、 朝に敵するやか 陣 行幸成 雑色 を 仲成、 かため 曽我入鹿、 をぬ 大宰少弐、 (十六ウ) 19将軍 覇上の軍 れて、 其時刘礼 けるぞ、 の首に 0 かくの 退治が 平 / 将 き いて、 時 勝れ 公 < け . О へつ は 卿紫 が 7 カコ 0 処 君

と制せよ、 廟にゆ 首を持てい べう れいき れいき に在、今某(十七ウ) て、 ば、 節を伝 士 事なかれ、 見をもつて衆に て をもつて衆しとして、 すゝみ、 下 正世 以 是皆天下をたもつべき 也けれ共、 上 入て西面にしてたつ。 一殿避、 一の陣は -衆。 必 記 いまだ坐 渕に至までは、 必 死する事なかれ、 檀をかざりて是にのぼらしめ、 っつて、 日 又帝恵をふくま いて霊亀をきり、 其実を見る 力を尽 小 未若大将也と宣ひ 将を召てこれに 将に其柄を授て 日、是より上天に至るまで 復斧を繰て柄を持て 将軍にあは 寒暑必おなじうせよ、 |せざるに坐する事なかれ、 将たるべき気情 松 大将をたつる時には、 へる者は、 小 違事なか 乃 大史に命じてトせしむる。 将 将軍是を制せよ、 維盛、 将已命を受たり せ (十八才) ときんばすなはちとゞま 敵を軽 将廟門に入て北面にして立。 せ給ひて、 国不臣、 志 給 身の 貴 を以て人を 賎 ずる事なか 吉日を卜してもつて斧鉞を授、 高 ひ、 れ、 詔 のたまはく 有故也。 祖 有故を聞て、日 て、 家追討の為に下 ずる事なかれ、受命をもつて重とし 0 事 弁説をもつて必然とする事なか して曰、 、将に其 刃 願以 御内に兵糧奉行などの Ō が、重夫を対して、 かくのごとくする 由是 其虚を見るときんば 兵法曰、 漢王下にて礼拝をなし給! 其法なしと云 を仰くだされて、 将軍師 士いまだ食せざるに食する 社稷安危はひとりのしゃしょくあんき を (十七オ) をえらひ物いみをな 貴 十八 を帥て是に応ぜ 凡国に難あれ 7 斉する事三日、 給ふと云 \Box 事は ウ 君 日 時 将 類 軍た 6 あ 軍 は これ 君廟 ŋ すなはち 6 す は なるも 中 れ ける事、 ば、 な れ 将 を \mathcal{O} 育に より 軍 礼 独さ 太 君 覇は 7 軍 有 前 是



たる例 案主には けると 云り。 カン 兵 な 衛の 志賞 時 清 方也。 威 なき 故 都と 也 0 人民朝: よろしから 敵 退た 治ぢ め \mathcal{O} 事哉とつぶやき 将軍 は、 軽が ľ

殿(十九ウ) 飛名山、出て人をつる 欲して、 とて、 六日 たゝ 相模/国に 維え 次第に山 賴朝御対面有て、 は 頼朝仰ら ねに充満 玉 Ļ 伝 一郎同 早ゃ 郎 巨 願ば 折節 (十九ウ) に、 河の 8 書等の ども 意に 忠清を召て申されけるは、 て、 事 きこえ 平氏の大将 一千騎の 京 岩本まで人をつ に の間かなはずして、 平氏の大将軍、 庄紫 々にて大きにかゝり れけるは、 カゝ 有と云り。 は 打出 雑色に出たゝ 給ふ。 申上けるは、 都に在番せしによつて、 は もし給はず。 せ、 事 甲斐信濃の Ļ 有。 あ 給。 又は けばさ 箱根権現の御供所に寄らるゝと云り。 兵を催 同二十四日に矢合有べきと評定有。 合戦の評 故に頼朝箱根の一 伊 大札は細謹を (十九才) これ 豆. 平 の源氏を引ぐし、 小 0 -家の勢 れ 小松ノ羽っ 御門出に彼を御退治有べき敷のよしを申るからです。 せ か 唯道々の寺社に出所の 松 駿河手越につくよし、 良 して打出るとい て、 議御隠密の事 て、 なし、 崎 将の 河 より、 駿河の一 爰に大場三郎 火を焼べきよし 林光 の多 侍一 村山に引籠。 法、 足柄を打る 加嶋の江にて挙る火のかった。 省 数万騎を引ぐして発向はいかり 箱根点、 $\frac{1}{1}$ 人つか 彼が女房のかたよりの文にし 揆あらん事を 玉 先勝 ず、 二万余騎にて参会 暫 御出 へども、 彼等にま 対越て広み て後に戦ふ オ 景親、 はさる。 有とい 足高山 仰 なさ 藤九郎盛長、 少 を を 其告有。 御判を下され、 遣はさる。 平家に れ、 眼な 頼朝の先陣はこ 恐 \sim 0 $^{\circ}$ 見 源氏の を懸べ の尾、 事 て、 鼡 せ 同此 十八日にき 其後十月十 を 加らんと 先ひそか L 相図 故に するの 知べ 先 勢の多 佐々木 又佐竹 から 軍 須ァ ア、 め せらる。 日 相 『の火、 1北条5 頼 模ぁ 或 ず 朝

 \mathcal{O}

和なるしるし也。時の大将軍を、下上 随れない L_o 糧の虚実を計 るに維盛其法を知らず、 いらず、 戦 仰ら か 一候ひつれと申ける事、 を越んと宣ふ事 するもの ざる時、 本陣は箱根が 付て候へば、 忠清か申けるは、 ŋ 武 れけるは、 Š みかたの御勢七 事 者、 也。 愚 先大将の 也。 馬 て、 下として 然に此 Щ も人も皆疲果て候、 何十万騎かあら *愚将也。 凡芸 此所に 凡兵を用る道、 中に支たり。 軍をは忠清にまかせさせ 軍 賢愚、 伊豆駿河の勢の参べきだにい 時 は、 数さむく 是又将を軽ずる返答礼義にあらず。 ずまるか まいる 妄に兵をするめ 万余騎 は 悉 P 又忠清が返事に、 先。 敵 事、 敵の 勝て後に、 頼り 然に先の案内をも察せずして、 0 是敗軍第一の相にして、 ん (二十一オ) 剛弱な 朝の先陣足柄を打 虚 謀 唯富士川 実を察して、 東国 をもつて始とす。 んと有事、 兵の多少、 兵を出すべ は (二十ウ) 草 とは申 福原を出し を前 ŧ 木も皆兵衛 其利に へきもの 是靡 越、 せども、 まだ一騎もま 地の 険易、 きせ川 軍 士 よって 4 へとこそ 子と云 一卒の不 衛佐に 也。 V カゝ 、まだ 其上 入道 国は 兵 進 足

殿

御勢をまたせ給 へと申ける事

卒必後を恐べし。 是一 げ ものならば、 む 一定味方敗 有兵を引ぐして、 べからず。 是大なる愚案也。 自然と利有べきに 又人馬ともに、 きの時也。 又御 逃ぐ 方国 伊豆 ベ き用意して、 々 立駿河 向 0) 疲たりと申さば、 かり 河をわたし、 <u>二</u>十一 0 勢一 武者也と申 ウ 河 騎も参ら こを前に、 臆病なる大将に、 舟 を破り -さば、 あ 敵聴て Ź 7 と申さば、 死 諸 備 謀すべ 戦 人 る事 0 用 心 又 士 る

是大なる不才也

からず。 伝記日、 敵 凡 軍公中 の 吉 事 を してもの 云べ カコ 1 ず。 はざる事 云 き は 事 を云 4 か た 0 不 吉 敵 を云 0



は
ジ、 伝也と云り に向て検見に参し、 吉 を云 を談ぜし べ 三 分一 し。 勢の むる事なかれと云り。 !申べ (二十二オ) 軍 中 大将敵 \mathcal{O} 定法 隠して問給時に \mathcal{O} 也 旌色如 多少い とい 又佐藤 かほとゝ 何ととひ給はゞ、 り_。 は、 兵法 庄 有の 司子孫遣書三日、 諸人 日 まく 0 巫卜を に申べ 聞 所にて問 定 を用、 て悪し 、 き 事 軍 くんりょ 旅ょ 敵 秘ひ لح \mathcal{O}

とて、 勇をもつてさきとせり。事成べし。是臆病の故 和、 らんや。 十人二十人の強弓の有無 強や の長国にし 我にまされる強弓なしとは 有ぞと問給ふ事、 大将軍維盛、 兵もなかるべき。 三には 実盛 凡軍の勝負は、 地形の流 7 一人して此敵を防にあらず。 実盛を召て、 人の心も事業も 是思慮なき問事也。 善悪によるべし。 故に 譬なしとい よつて問 (二十二ウ) によつて、 一には大将の徳不徳、二には 汝是 申がたき事也。 いほどの 東 へばとて、 治ふ事 のうちにては才芸有。 敵になき強 兵みかたにあ 強弓、 譬 也。 ** \ 実盛 其上東 、づれに付ても無益 東き 天下わけめ 故に将を論するに 八ケ 人に極 合戦 八ケ国 国には 兵の和と不 0 0) 勝負 合戦 れ は、 ば 如 カコ とて、 ほど 0 何 \mathcal{O} は 尋 あ 東

成べ 事 実ね 必陣中に Þ ずなか · 角 (盛が申 し。 は 申 つらん、 分忠才の武士にあらず。 4 て大将たる人、 カゝ たの 又覚束なし。 兵 疑 恐、 其 者 多分愚より出 0 敵聞て 不審き申す 智の 浅深をし 説 事 いさむべ たるもの 也。 か き事なれ なる心にて (二十三才) ば

相 山 の ・ れ 源 氏 0 篝 カゝ 堀 と智な 焼 \Box を見て、 0 辺ん ま で、 賴 あ 朝 な 石 遁 おびた 橋に L 山 0 \mathcal{O} び シ 給 ひ 合 L 「戦に打負: \mathcal{O} L げ んじの 時、 給 0 きしたがふ者 ひてより 勢やとて、 以る 平 家、

候

漸 三分一 在。 朝 智 忍ましし 土とひの て もの也。 通音をうしなふによつて、 の武士にうとみ果られしが の虚実をうかがふ事を知ずして、 云に足らす。 明. 口伝多し 次郎 略さ 也。 有 実 実 平 此時平家と源氏を見よ。 ****けるとい 也。 勝負の 是偏に平の入道年来不義を事とし、 東国の 人也。 記所の人数上下七千五百と有。 占 武士を へども、 それより箱根 敵の多少をも知らず、 故に東国へ心を通ずべ 出る日の 傾 (二十三ウ) 給ふとい 火の 戦 Щ 勝ち ざる 所に 勝負 * 『永実が 光に心を動しける事、 へども、 入日の負と云 いまだ勢つかず。 宿り 是筆を起すに、 所を宿房とし き 便 り 時至で 東八ケ 天下の 備は 事、 なくして、 (二十四オ 迷惑する 大名上下 玉 其後頼 り 此 0 所に

こむべきよし沙汰有など云 に 伝日頼朝 遠 随着 て、 人数 江 国と Ш 野に充満、 ン 酸 する 河 の間に、 せら 甲斐信濃の れしと云り 所々に \mathcal{O} 人を出 兵ども Ļ 起 7 東国 平 氏 は 0 みな 後点 を 氏

ずんばあるべからず。 と云事有。 目をもつてさきとし、 によって、 平氏の兵、 事 大事 也。 富士沼の水鳥のたつに驚いるといる。 音に転ぜらるゝは、 又物の聴と云事有。 耳じ 目ぼく は昼夜用る 夜は耳 「をもつ 二十四 耳の 此二つは たて敗北する事、 惑 て先とす。 ウ 所也。 音 声 物也といへども、 の大事也。 凡軍中にて 音を聴 是大将 事 天 大将 物 地 の音を 0 0) 昼は 知ら 不才

伝日武田 候 参じて申上 か 間、 ば、 むるに、 L 太郎信 沼に けるは、 上下の 驚し候はゞ、 事外水鴨おり 敵中の 窃 水裏の上手をも 兵源氏 を恐る 様を承候に、 敗 るて見え候間、 北 る事 仕べきと見え申候、
 \mathcal{O} み つて、 上下恐るゝ 訇 0 平家の 彼れ 故に を (二十五才)追 二十五 気 頼 陣 色 領朝の 中 多り \dot{O} 御前 見 事



様有や。信義申ける是を討べく候はゞ、 り、 もの、 事 の時、 ければ、 古今の様にて候らはずや、 心なき草木も鬼神のやうに見え、 立 候ひなば、 夥 て夷敗北仕事有、 矢に鈴をゆひ付、 符堅と云夷百万の兵を帥て乱を発す、 小勢を以て是を防 さらば汝こしらへて見よと仰ければ、 信義申けるは、 是によって平氏敗北すと云 必此羽音に 事 安候べし、 今もつて同じかるべし 同に沼の上を射させけ 時に、 きょう 様に 其上異国にも晋の国 て、 辻風吹起て、 候らはずとも、 敵陣さはぎ候べ 犬猫の啼声迄すさまじき事 と申けれ ば、 武帝の臣、 れば、 諸鳥立さはぐ、 (二十五ウ) 信義、 |元帝の孫、 人の心 Ļ 鳥の羽音に兵 諸鳥 驚 て立 其色によつて 強弓をすぐ 恐 謝玄と云 と申上 時は、 は

ふと云 せ にうつ。平家の侍には、 0 海を利し、 に心を合するが故也。 武士とも今日まで馳参候はざる事 伝日平家の (二十六才) 子息太郎、 明るを待ずして、 相 略 いみじ 侍 きとて、 死すと云 大将、 を外に構らるべしと申。 俄に帰陣なし給ふ時に、 武 り。 此所にして戦事かなひがたし。 上総守忠清、 田 伊勢」国の住人、 |太郎 即なはち 門八百余騎、 此度平家のな 信義をもつて、 は、 将軍に申けるは、 是東国の武士ども、 伊殿次郎 河をわたし、 陣敗北する事 是によつて将軍已下、 駿河国を守らし 飯 田 五. 人か 駿河遠江 引 郎家 平氏を追討 は 退 へしあ 皆源氏 て先西 信義が め給 天 は 同 \mathcal{O}

時、 とまをこひ、 給 平氏大将、 り。 芙 若良将たらば頼朝の 豹と云人、 師營 玉 の法をしらず。 に帰て謀叛して、 むほんかりょうくだり、はしめは漢王にくだり、 謀 敵に向ひ 項羽に降り を 転べきもの 策はかりこ なきが \mathcal{O} (二十六ウ) 後に 也。 故 病と称 む かし 此軍打· 前漢 けるを して 負け

> 千 所より、 がふる (二十七才) をもつてみる時 置て戦 兵 云所に 漢がんのれい 押寄ける故に、 章 万句人を致して人に致されずとい 備 をかため居たりけるに、 生 陣 云もの を取、 桶酒かめなどをもつて人数をわたし安邑と云魏王 大きに敗り、 を遺し豹をうたせられける。 は、 舩を調、 魏 き 王 事を欲せず。 平氏の諸将敵にのみ随事を欲して、 驚 魏王を生捕、 臨晋と云川をわたらんとし て臨晋より引かへしけるを、 韓信ひそかに兵を引て、 豈戦て利有事を得んや。 魏国を \sim 0 $^{\circ}$ 韓信兵をもつて臨 悉 たいらぐ。 ければ、 夏陽と、 道に兵を伏な魏王の本城 敵をした 兵 此心 法 豹が Š

五節沙汰

n け 忠清をば死罪に のぼられけるに付て、 んじ追討の大将軍、 行 べしと宣 少将維盛、 入道清 ひける事 盛大きに 富 ふ 士 じ 川にて一 怒 維盛をば鬼 戦とげ ず、 界 嶋へ 福 原 帰

罰すへきにあらず。1也。そのうへ(二十-詮なく、 び つめ、 となしてくだされける事は、 評 八 は も及ばざる条、 は武門の 此両人に向て、 入道が は重罪ゆるすもの オ Ħ そのうへ(二十七ウ) この両 軍とし下しける事よと、 入道の怒光理 大法に 誤 徒 も有。 に民力をつからかし上洛する条、 人を召出て、 是末代の 正義を尽事如何せんとならば、 背 り。 只天地の大法をもつて刑罰を 行 べし。若入道 ははで、きこなぶ 也。 かんとなれば、 凡軍は 有といへども、 不義也。 但 人を罰する事は、 此度汝等軍功を遂ず、沓々と下 後 是 日 一懸引の時有といへ共、 0 人の見聞尤理有ぬべし。 功言 汝等死罪にも行 を 入道の眼智 是ほどの不道仁を大将 励はは かくのごとくのも 今日 凡、心の怒によつて 是未練第一と云、 ロの辱をする 平家の諸 明 こけ 此たび一 ならざるが故 れども、 故に此た のを大将 こ云、且かれる カコ <u>二</u>十 り、 戦 且^かに をあ



は孫也。 はんと宣事、是正刑にあらず。縦忠清に罪名のに多かるべきに、忠清をば死罪にをこなひ、 大将なれば、 の為也とて、 非法多しと謂へきもの 有によつて、汝等罪するにあらず。 今の 其上時 罪る 終に 罪は維盛を重しとすべし。 の大将軍也。 暫 禁獄せしめて然べきものならんか。 遁がる べからず。 也 忠清は家人也。 是此たび 縦忠清に罪多とい 第一には君、 故に是又入道の刑罪 の不義、 (二十八ウ) 殊に 侍 維盛をば流罪に行 全, ふとも、 第二には天下 入道 然に罪は 順愛 維ā 盛 身 維記

は討取、 二人取籠たるを、 清を日来不覚人とは存知候はず、 忠清死罪の評議有処に主馬判官盛国 人は生捕たる者 也 申事 誰も召とらんと申者なきに、 彼が十八のとし、 か、 するみ出 忠清一人して、 て申けるは、 五幾内一の 悪党 此 忠

剛義を以 らとなす 智をもつて中とす。 て、 は、 九ウ)もの 末世には人の智徳をもつて、 とは申がたし。 禄を得るも の詞には、 有もの也。 是人より禄を得るとすべし。 人を求て禄を 与 凡 武士の それ 事、 人を討殺したるものは、 也。 人の心中、 是智の不足第一とすべし。 (二十九才) さればとて其人をもつて、 如何となれば、 の 也。 されども入道の怒を和らげ無事をつくろふべき 角も申べき物歟。 白昼に悪盗を討取たればとて、 時は、 無智不才の者も、 愚将暗君の下にては、 頭たる者は、 禄 武の善悪を云ず。 其 人を得ると謂べきもの ろくをもつて、 心よき武士として、 人の才智徳によつて禄をとる時 時の義如何決しがたし。 故に良将明君の下にては、 時至て勇有時はかやうの 唯徳をもつて上とし、 至れるよき人とは定がた 禄、 時の仕合によって 人を得る 忠清を能人也 形 ひとのかし をの されば み見 才

> の四男、 盛 一勧賞 賞の 頭中将重衡進官 事評するに足らず。 0 何 の忠功によるや。 同十二 日入道

維売

玉

評

進られ、内軍時に極れり。 也。 にはあらずして、 或大将公卿 殿上人を 閣 Ξ なす故に、 故に後世の 已に天下に大乱起る事、 叶はずして却て敵に制せられ、 内裏造出の節会など行れける事、 事極て天下大にみだれ、討手(三十才) 然功なき維盛によるにより 大将、 禍を求る基たるべ 是を 謹 無例の官職を越、 給 是平家橋 こ勧賞行い は は は に や うを こな 行はれ、 l_o で 長過 く は 既 世のほど 是平氏 是却て乱を治る 天下 今又重衡に官位を して、 弥 の武士を 危、 を下すと 歴れ 亡べきの 歴代の摂家、 * 大事此 相為

還

此

日吉 たき事を知べし。 義を立ず。 労苦を起す。 安きに任す。 段入道相国 (三十ウ) 奈良炎上 故に又本都にかへり給事、 故に寺社の法礼を破る時は、 己一身の安きを求んと欲すとい の不道より起て、 山王の神興をふり下し奉事を 悪業超過の人なれば、 王法を掠、 天道の正理凡夫として曲 くはしく評するに足らず 南都山門の大衆、 嫌 天下 、へども、 て、 -の政道、 天下 天地もと不 0 私出き 人民

ぞ故なき沙門を攻べけんや。 徒きぶくすべし。 と所 に 平氏の家人も、 今すでに 関 入道相国 をもつて是をかたむけ、 顕 [南都を攻らるゝ事、 べき事にあらず。 東に賴朝義兵をあげ、 平家を背。 然に入道相国十二月十 此大敵をもちながら、 親能 是却て己を 唯衆徒長本の気情を察 だといいにしへ 処をもつては是を和らげば 天下の源氏 の讐心中に在といふとも、 」を攻也。 日 悉 重衡 (三十一才) 同意し、 かんとなれば、 の朝臣 其人の 好意外



寺に 随たがは 不義より 南都の衆徒是を聴て、 Ļ 王命をも 起 衆徒と合 仏法王法 (三十一ウ) 貴ずして、 戦 同罪遁べからざる事を知て、 せ しめ、 終に焼亡するもの也。 悉大衆を攻亡さんとす。 の 規 則 悉 破滅する事此 平氏の謀にも 是入道禅門

じて、 もの すべき 策 に付て、 家を怒らしむる事のみを 尽 事愚也。但真の沙門ならば此沙汰にも に 衆徒の長本、 は申上べしとて、 南都の衆徒の方へ、 南都の衆 也 向及べからず。 謀をふかくし、 也 事を発する時は、 此評をなし、 徒と をめぐらさゞりし事、 真ん 軍用の大法をしる時は、 の沙門にはあらず。 宣下有処に、 たゞ世 右 関東の起るを待くはんとうにおこれまっ 曽沙門の沙汰をまじへず。 官別当忠成をくだされ、 必利有べきに、曽て其計 1尊正覚の真法によつて、 衆徒其使をたよりとして、 是智謀にくらしと謂 無智の (三十二才) て、 いかにも柔和をかざり、 俗人也。 幾度も存る旨あら 先 関 略 故に俗人 の用捨有べき なくして、 白殿より、 の利に 平氏滅ほろぼ 南都 0 平 . 乗り内 上

南都の 康信が老品 伝日、 にふかき 所々に軍有など申せば、 天下に兵を 衆徒の義兵を挙へき 関は 母 白 の方より忠進するによつて、 殿より、 (三十二ウ) 也 南部の大衆をはかつて、 起すは、 はかりこと 大敵ほろぶるの を、 天下 云ふくめ上せられけると云 0 鎌倉にて此 人の気 理有によつて也。 和 -睦をつくろふよし、 情 を察し、 事談合有て、 実を Þ

を て本とす。 問 \exists 兵法 道 は、 問 の元旨は Ħ Š かく聖心を学 一略の始文如 ** \ れをもつて本とし 何是を開説するや。 賢人を求、 候哉。 忠功を賞禄 答、それ天下 略さ をもつ 民

司なり

を

ば成らずと云事なし、

衆と

同ぱなし

靡

を

悪気

は

ずと云

々長す。

下苦む時は世必乱る事安し。

是をもつて太公日、

なしと云るは是也、

それ敵をたい

らげ

国を治る道

は、

善人を用

君によつて成ず。

および、

万民を 救事大に利益有べし。所以に国家を治るの

(三十四オ) とする時は、

徳四

海に

は

君善人を用る時は世人挙て善を修す。

愛する時は、

世挙て邪

を行ず。

上に憍深ければ、

下のくるしみ

君不善を

民を労し諸民を安ずべきの

源

は、

正しく武家に在、

な

故に武家徳を 厚し大道を 専

如来と云、 上安きを愛する時は、 家に 対王に似れりと云事を諸人 は匹夫に劣り。故に桀紂は の心を察し、 くるしめ、 英雄の心をとる也。 諸人恵をふくむ。 の長は人也。 責る事を用んや。 しむる時は、 出家その名を高くし、民家其苦楽を得、 家世をくるしめず、 公家也、 不義を賞せざれ。 英雄の心を擥と云るは是也。 随 てもつて世を送る。 武家也、 賢人と云、権者と云、 何か世を安ぜんと察るに、 下を恵功多。(三十三オ) 下 人の長は国王、 0 故に桀紂は国王たりといへども、 故に美女乱酒遊興を 苦みを救い 故に万物の長は正心也。 出家也、 疎なれども忠功を賞せよ。 民家国を費さず、 凡今本朝の人道を察るに、 下必くるしむ事多し。上に 快 商家也、 喜 公家は武家守護を得、 ひ、 国王の長は正心也。 ず。 志を万民と 同 英雄とは万物に長たるの心、 名将といふ。 顔回閔子騫に似たりといがんくはいびんしけん 民家也。 恣にせざれ。 商家天下を背ず。是皆 公家世を 何 自制: 商家其財を得。 正心の人を聖人と云、 三略 此五道いづれか世を (三十三ウ) 是 せん事を要とせり。 制せずして、 五種の道有。 夏の桀王、 恣 にせず、 其官にの 国王邪心なる時 Ħ 更に他に 親 主将 0) 然時 事を け いれども ぼ 0 万物 は諸 殷 出 ば ま \mathcal{O}



翅さ 五つ。 凡天地の間有情の類、 Ŕ 馬 は、 Leei たでひ返かくのごとくの時に至て、 善人は他を恵み私曲を正 必背。上万民の為に己を戒、下の志を恵いました。 人みな生命を失。然といへども其先ずる所の物は食也。天を飛ばれな生命を失ったなる。 国を亡し家を破は、人をうしなへば也、 からず。爰をもつて太公日、 人を求ずして小才を廻し、 人を用て、 古人曰、 7 日 つて 疑 を除かんと欲して忠功とす。故に大に禄を費して、諸士 下に役しげし。下に役しげき時は、 上に事の多して、 つて太公日、 情無情の類、命をうしなはずと云事なし。上、下をうたがふ時にをう 々(三十五才)労。 苦 疲、下上を 諂 て、或美興珍物をさゝげ、^^^ホ しもがみ ^^^らつ ひけうらん 賢士国にある ずと云事なし。故に上好で慾を 恣 彼をたすくれば是苦み、 遠路の諸士を天下に聚。 故に往還 にいとまなくして道路に人 忠臣 地をかける禽獣、悉其餌によつて聚。 則ば、 巨 汝より出しものは汝に帰するの理也と。君子是を悟て善 自 政党を 食也、淫也、 気を含の類は 聚。是其志を察て、 次第に其労上に報、 を問。 聚、奸人自退。(三十四ウ)世上又糧のののまり、かん しりそく 下を 疑 の心ふかきによる。必上に事多ければ、 其責処の源は、苦皆民に責。民責を得せない。 みなもと くるしみ せむ せめ 古の明君徳人を求事諸書に詳 して、 禄也、名也、 みちをもつて 補 事なくんば、 咸 制法を下し、日々に是を改といへど 是を安ずればかれ労て、終に益有べ · 己 ぉが 国を治め家を安するは人を得ば也 願其志を得と云事は是也 志 快 民定て苦。 終生命をうしなふ時有べし。 衆を得るにあらずや。 天理と行を 同 す。 遊也。此五事を貪て、 の事を好。其好処のわざ と云るは是也 (三十五ウ) で恵 則、 にする時は、下の 況はなや 或がないは 民苦時は糧乏し。 心ある類其餌に 乱舞猿楽等をも 善人内外に満 果して有 乏は、 故に敵な (三十六 是をも 也。 志 世 善 典社)、

オ

平家物語評判秘伝抄巻第五之下終 (三十六終ウ)

付記

戦略的個人研究費 主たる翻刻部分については、 本研究は、 小井土の責任の下に取りまとめたものである。 JSPS 科研費 23K00301 ならびに令和五年度大妻女子大学 (N2305)の助成を受けたものである。 中世自主ゼミによる輪読 の成果に基

(受付日:二〇二四年六月五日、 受理日:二〇二四年七月十一 日

小井土 守敏 (こいど もりとし)

現職:大妻女子大学文学部日本文学科教授



専 文部科学技官、 筑波大学大学院博士課程文芸·言語研究科単位取得退学。 『平家物語』 門は中世軍記文学。 について研究を行なっている。 昭和学院短期大学を経て、 『曽我物語』 を中心に 大妻女子大学に勤務した。 『保元物語』 『平治物語』 筑波大学

物語』

(共著、

武蔵野書院)、『大妻文庫

曽我物語』

新 治

『二松學舍大学附属図書館蔵奈良絵本保元物語平治物語』

主な著書:『曽我物語

流布本』

(武蔵野書院)、

『流布本 保元物語 上中下

平

典

(社)、

『長門本平家物語』

一 〈 匹

(共著、

勉誠出版

他



A Reprint of "Heike-monogatari hyoban hiden shou" (5)

Moritoshi KOIDO¹, Sakura KAKEI²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,
Otsuma Women's University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Literature, Doctoral Program (First Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

6-16 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8336 Japan

Key words: Heike Monogatari, Note, Reprint